毎週火・金曜日発行

※北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　次

告　示

○一般競争入札による道有財産（土地）の売払い　（管財課）　八七
○公募抽選による道有財産（土地）の売払い　（管財課）　八八
○一般競争入札の資格に関する公示　（廃棄物対策課）　八九
○一般競争入札の実施　（廃棄物対策課）　九〇
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回　（地域医療課）　九一
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正　（地域医療課）　九一
○身体障害者福祉法による医師の指定　（障害者保健福祉課）　九二
○肥料の登録の失効　（道産食品安全室）　九三
○農地保有合理化事業の実施に関する規程承認　（農地調整課）　九四
○国土調査の成果の認証　（農地調整課）　九四
○家畜伝染病の発生　（酪農畜産課）　九四
○知事権限に係る保安林の指定の予定（二件）　（治山課）　九五
○公共測量の実施の通知　（建設部総務課）　九五
○公共測量の終了の通知　（建設部総務課）　九五
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了　（道路計画課）　九五
○道路の区域の決定　（道路整備課）　九六
○道路の区域の変更　（道路整備課）　九六
○道路の供用の開始　（道路整備課）　九六
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可　（砂防災害課）　九六
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出　（都市環境課）　一〇〇
○都市計画事業の事業計画の変更の認可　（公園下水道課）　一〇〇
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正　（経理課）　一〇〇

公　表

○知事表彰の受賞者　（人事課）　一〇〇
○平成十四年度北海道補正予算の要領　（財政課）　一〇二

公　告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し　（税務課）　一〇五
○公募型プロポーザルの実施　（水産経営課）　一〇五

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了　一〇六

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（二件）　一〇六

道立衛生学院告示

○一般競争入札の実施　一〇七

道立中央水産試験場告示

○特定調達契約に係る入札の公告　一〇八

道立釧路水産試験場告示

○特定調達契約に係る入札の公告　一〇九

道立稚内水産試験場告示

○特定調達契約に係る入札の公告　一一〇

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札による道有財産（土地）の売払い　一一二

道立北方建築総合研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示　一一三

道教育庁釧路教育局告示

○一般競争入札の実施　一一三

道選挙管理委員会公表

○公印の抹消　一一四

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示　一一四

道警察本部公告

○公募型プロポーザルの実施　一一七

告　示

北海道告示第1654号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達　也

1　入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(m²)	入札執行日時

美唄－１	美唄市東４条北４丁目1091番47	4,120.92	平成14年11月５日午前10時
由仁－１	由仁町新光102番１	465.72	平成14年11月５日午前10時30分
沼田－１	沼田町緑町1022番４	2,935.09	平成14年11月５日午後２時30分
沼田－２	沼田町西町490番４	488.71	平成14年11月５日午後３時
芽室－１	芽室町東６条５丁目２番７	3,509.55	平成14年11月８日午後１時

2　入札に参加する者に必要な資格
　次のいずれにも該当しない者とする。
(1)　一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2)　破産者で復権を得ない者
3　入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
(1)　美唄－１、由仁－１、沼田－１～２
　岩見沢市８条西５丁目
　北海道空知支庁総務部会計課管財係
　電話番号 0126－23－2231　内線 2224
(2)　芽室－１
　帯広市東３条南３丁目
　北海道十勝支庁総務部会計課管財係
　電話番号 0155－24－3111　内線 2226
4　入札執行の場所
(1)　美唄－１、由仁－１
　岩見沢市８条西５丁目
　北海道空知支庁合同庁舎１階会議室
(2)　沼田－１～２
　深川市２条19番13号
　北海道空知支庁深川合同庁舎２階研修室
(3)　芽室－１
　帯広市東３条南３丁目
　北海道十勝合同庁舎４階Ａ会議室
5　入札保証金
　入札者は、入札しようとする金額の100分の５以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。
　なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
6　郵便又は電報による入札
　認めないものとする。
7　契約保証金
　落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。
　なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。
8　契約書作成の要否及び代金支払方法
　契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。
9　入札参加申込書の提出
　入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
(1)　美唄－１、由仁－１、沼田－１～２
　提出期限　　平成14年11月１日（金）
　提出場所　　北海道空知支庁総務部会計課管財係
(2)　芽室－１
　提出期限　　平成14年11月５日（火）
　提出場所　　北海道十勝支庁総務部会計課管財係
10　入札執行の公開
　入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。
　なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。
11　その他
(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2)　申込者及び落札者がない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1655号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。
　平成14年10月18日
　　北海道知事　堀　　達　也
1　公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(㎡)	売払価格	抽選日時
芦別－1	芦別市北1条東2丁目2番19	宅地	298.51	4,939,950円	平成14年11月5日 午後4時
岩見沢－1	岩見沢市9条東8丁目4番6	宅地	299.62	5,310,000円	平成14年11月7日 午前10時

2　応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3　応募の条件

(1)　応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2)　応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3)　買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4)　買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならないが、芦別－1については、この限りではない。

(5)　買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6)　北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7)　北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8)　買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4　応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁総務部会計課管財課係
電話番号 0126－23－2231　内線 2224

5　公募抽選の場所

(1)　芦別－1
滝川市緑町2丁目3－31
滝川保健所2階会議室

(2)　岩見沢－1
岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁合同庁舎1階会議室

6　公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

(1)　提出期限　　平成14年11月1日（金）

(2)　提出場所　　岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁総務部会計課管財係
電話番号 0126－23－2231　内線 2224

7　買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9　抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1656号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　資格及び委託業務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)　契　　約　　平成14年10月18日に一般競争入札の公告を行う使用済自動車リサイクル調査業務委託契約

(2)　資　　格　　使用済自動車リサイクル調査業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3)　業務の種類　　使用済自動車リサイクル調査業務委託

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成14年10月18日直前の道税を滞納していないこと。
(5) 過去２年間において、国又は地方公共団体から、廃棄物若しくはリサイクルに係る調査研究について業務委託を受け、実施した実績があること。

3　資格要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法
(1) 申請の時期　資格審査の申請は、平成14年10月18日（金）から24日（木）までの間にしなければならない。
(2) 受付時間　午前９時から午後５時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
(3) 申請の方法　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア　提出先の名称　北海道環境生活部環境室廃棄物対策課
イ　提出先の所在地　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 24－323

5　資格審査の再申請
(1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。
ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもの
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
(2) 再申請の方法
再申請をしようとする者は、４の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
(2) 有効期間の更新
資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失
資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1657号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年10月18日
北海道知事　堀　達　也

1　入札に付する事項
(1) 委託をする業務
使用済自動車リサイクル調査業務
(2) 委託をする役務の仕様等　入札説明書による。
(3) 委託期間　契約の日から平成15年２月28日まで。
(4) 納入場所　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道告示第1656号に規定する使用済自動車リサイクル調査業務に関する資格を有すること。

3　契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部環境室廃棄物対策課

4　入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
道庁別館４階共用Ｂ会議室
(2) 入札日時　平成14年11月１日　午前11時
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。

5　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部環境室廃棄物対策課

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税額等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道環境生活部環境室廃棄物対策課

イ　所在地　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 24－323

(4)　この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1658号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

名称	所在地	申出撤回日
医療法人社団エルム整形外科内科病院	札幌市北区北13条西２丁目１番地	平成14．8.26
医療法人社団平岡医院	紋別市潮見町１丁目	同　14．8.27
千歳市立総合病院	千歳市東雲町１丁目11番地	同　14．9.11

北海道告示第1659号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

札幌市の項医療法人札幌円山整形外科病院の事項中「平成14．9.30」を「平成17．9.30」に改め、同項医療法人社団エルム整形外科内科病院の事項を削り、同項医療法人社団開成病院の次に次の１事項を加える。

医療法人社団カレスサッポロ形成外科メモリアル病院　札幌市北区36条西８丁目１番25号　平成17．9.30

札幌市の項国立療養所札幌南病院を削り、同項医療法人サンプラザ新札幌循環器病院の事項中「平成14．9.30」を「平成17．9.30」に改め、同項医療法人社団展望会ほしおき整形の事項中「平成14．9.30」を「平成17．9.30」に改める。

函館市の項函館市医師会病院の事項、旭川市の項医療法人中島病院の事項、釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の事項、北見市の項総合病院北見赤十字病院の事項及び同項医療法人治恵会北見中央病院の事項中「平成14．9.30」を「平成17．9.30」に改める。

岩見沢市の項岩見沢脳神経外科の事項中「岩見沢脳神経外科」を「医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科」に改める。

苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成14．9.30」を「平成17．9.30」に改め、同項神島整形外科の事項中「神島整形外科」を「医療法人社団神島整形外科」に改める。

紋別市の項医療法人社団明正会松野病院の事項中「平成14．9.30」を「平成17．9.30」に

改め、同項医療法人社団平岡医院の事項を削る。

千歳市の項千歳市立総合病院の事項を削り、同項医療法人社団豊友会千葉病院の事項の次に次の２事項を加える。

千歳脳神経外科	千歳市日の出１丁目１番40号	平成17. 9.30
市立千歳市民病院	千歳市北光２丁目１番１号	同

恵庭市の項医療法人社団哲仁会えにわ病院の事項中「平成14. 9.30」を「平成17. 9.30」に改める。

幌加内町の項及び穂別町の項中「平成14. 9.30」を「平成17. 9.30」に改める。

北海道告示第1660号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

氏名	診療科目	従業場所	指定年月日
齋藤　高彦	循環器科	函館中央病院	平成14.10. 1
川田　浩克	眼科	留萌市立病院	同
手塚　裕章	内科	木古内町国民健康保険病院	同
福徳　雅章	同	医療法人敬仁会函館おしま病院	同
森川　利則	同	社会福祉法人光寿会介護老人保健施設ケアステーションひかり	同
間口　四郎	耳鼻咽喉科	石狩湾耳鼻科	同
上野　冬生	内科・外科・形成外科	医療法人雄心会新都市砂原病院	同
大地　貴	内科	特別医療法人即仁会北広島病院	同
島田　道朗	内科	医療法人社団恵庭南病院	同
島田　達朗	内科	同	同
島田　直樹	内科	同	同
山田　康之	内科	羅臼町国民健康保険病院	同
小川　真一	脳神経外科	医療法人静仁会静仁会静内病院	同
高田　憲一	循環器科	医療法人社団辰悦会小樽ライフクリニック	同
竹内　孝子	小児科	国立療養所小樽病院	同
東　由直	眼科	ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院	同
渋谷　好孝	小児科	社会福祉法人函館共愛会共愛会病院	同
巾　秀俊	整形外科	札内北クリニック	同
横川　和夫	呼吸器科	医療法人渓和会江別病院	同
川原　弘匡	耳鼻咽喉科	総合病院浦河赤十字病院	同
川上　義史	整形外科・リハビリテーション科	かわかみ整形外科クリニック	同
木村　孝	内科	十勝勤医協帯広病院	同
千葉　淳	同	同	同
近藤　啓介	整形外科	市立稚内病院	同
下出　和美	同	八雲総合病院	同
及川佑一郎	外科	医療法人敬仁会函館おしま病院	同
石川　秀人	同	医療法人すこやかすこやかクリニック新篠津	同
駒木　亨	泌尿器科	留萌市立病院	同
山口　裕之	脳神経外科	医療法人社団医修会大川原脳神経外科病院	同
織田　崇	整形外科	日鋼記念病院	同
安田　宏	脳神経外科	同	同
谷　圭介	眼科	たに眼科	同
古山　裕康	神経内科・リハビリテーション科	登別厚生年金病院	同
岸　明彦	内科	洞爺診療所	同
茎津　武大	同	留萌市立病院	同
伊藤　淳	同	市立赤平総合病院	同
菅谷　壽晃	同	市立赤平総合病院	同
小西　勝人	外科	砂川市立病院	同
渡辺　吾一	整形外科	砂川市立病院	同
寺野　章代	内科	市立赤平総合病院	同
大内　博文	呼吸器科	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	同
高橋　肇	内科	医療法人社団高橋病院	同
齊藤　哲也	同	利尻島国保中央病院	同
小濱　卓朗	外科	医療法人輪生会朝里病院	同
奥田　康二	内科	羊蹄グリーン病院	同
宮崎　俊哉	同	黒松内町国民健康保険病院	同
鐙谷　武雄	脳神経外科	医療法人渓和会江別病院	同

横山　宏樹	内科	自由が丘横山内科クリニック	平成14.10.1
泉山　修	心臓血管外科	市立函館病院	同
松島　久	呼吸器科	医療法人社団松島内科	同
長谷川昭一	内科	医療法人道南勤労者医療協会道南勤医協函館稜北病院	同
藤原　英明	同	医療法人道南勤労者医療協会道南勤医協函館稜北病院	同
金田　聡	内科・循環器科	医療法人健康会おおあさクリニック	同
石原　尚志	小児科	愛光会インター通り小児科	同
鈴木　茂貴	外科	静内町立病院	同
濱中　秀信	内科	医療法人静仁会静仁会静内病院	同
孫　誠一	外科	滝川市立病院	同
網野　泰文	眼科	同	同
石川　訓行	外科	市立根室病院	同
飯田　和典	耳鼻咽喉科	医療法人耳鼻咽喉科麻生北見病院	同
藤田　正文	内科・小児科	社会福祉法人網走愛育会介護老人保健施設いせの里	同
長谷川　潤	整形外科	ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院	同
嶋田進一郎	神経内科	総合病院北見赤十字病院	同
佐藤　百年	整形外科	同	同
笠原　英樹	内科	同	同
浜崎　和朗	小児科	同	同
古山　秀人	同	同	同
井口　晶裕	同	同	同
岩切　直樹	循環器科	同	同
中川　雄太	同	同	同
辻　英樹	整形外科	北海道立紋別病院	同
末武　敬司	脳神経外科	帯広脳神経外科病院	同
臺野　巧	同	同	同
藤井　幹雄	内科	南富良野町立幾寅診療所	同
花田　一臣	眼科	名寄市立総合病院	同
沢口　直弘	整形外科	同	同
岩崎　美憲	同	同	同
後藤裕美子	リハビリテーション科	医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同
池下　正敏	外科	医療法人社団耕仁会曽我クリニック	同
森田　啓介	小児科	ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院	同
倉田　佳明	整形外科	函館赤十字病院	同
小椋　庸隆	内科	総合病院北見赤十字病院	同
竹内　章晃	形成外科	同	同
一柳　伸吾	内科	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	同
加藤　祐司	眼科	総合病院釧路赤十字病院	同
佐藤　一博	外科	公立芽室病院	同
濵﨑　茂敏	内科	幌加内町国民健康保険病院	同
和田　隆宜	外科	王子総合病院	同
嶋中　昭二	内科	市立室蘭総合病院	同
大森　英哉	整形外科	総合病院北見赤十字病院	同
原田　雅仁	同	市立三笠総合病院	同
武田　智子	循環器科	留萌市立病院	同
米盛　輝武	脳神経外科	北見脳神経外科病院	同
柳川　利正	内科	士幌町国民健康保険病院	同
谷口　雅人	同	町立中標津病院	同
外川　征史	同	同	同
伊澤　功	同	同	同
藤岡　洋介	同	羅臼町国民健康保険病院	同
飯田　高久	同	置戸赤十字病院	同
新　智文	同	帯広市立病院	同
古賀　敏朗	外科	こが病院	同
小野江和之	呼吸器科	国立函館病院	同
秀毛　寛己	内科	黒松内町国民健康保険病院	同
武田　充人	小児科	国立函館病院	同
髙島　英典	内科	滝川市立病院	同
野沢　幸永	循環器科	市立釧路総合病院	同
下重　晋也	同	同	同
北　宏之	同	同	同

北海道告示第1661号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者 名称	生産業者 住所	失効年月日
北海道第2219号	生石灰	生石灰	アルカリ分 94.0	該当なし	北海道石灰開発株式会社	上磯郡上磯町谷好２丁目４番１号	平成14.10. 8
北海道第2220号	同	7.0苦土生石灰	アルカリ分 92.0 く溶性苦土 7.0				

北海道告示第1662号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第７条第１項の規定により、いわみざわ農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

1　農地保有合理化法人の名称　いわみざわ農業協同組合
2　農地保有合理化事業の種類　農地売買等事業
3　承認年月日　平成14年10月８日

北海道告示第1663号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
深川市 地籍図・地籍簿	深川市	一已町字一已、深川町字メム、深川町字オーホ、稲穂町２丁目及び北光町３丁目	平成11年４月14日から 平成14年３月８日まで	平成14.10. 7
増毛町 地籍図・地籍簿	増毛郡 増毛町	舎熊、湯の沢の各一部	平成11年４月14日から 平成14年３月18日まで	同
小平町 地籍図・地籍簿	留萌郡 小平町	小平町の一部	平成11年４月14日から 平成14年３月18日まで	同

北海道告示第1664号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	9	標津郡中標津町字豊岡1528番地２	平成14. 9. 9
同	同	同	3	根室市双沖１丁目197番地の２	同 14. 9.11
同	同	同	1	常呂郡訓子府町字協成234番地	同 14. 9.12
同	同	同	9	白糠郡白糠町茶路基線92番地３	同 14. 9.13
同	同	同	1	河西郡更別村字上更別南15線73番地２	同 14. 9.17
同	同	同	1	北広島市北の里20番地	同 14. 9.18
同	同	同	1	野付郡別海町西春別344番地の41	同
同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ西９線229番地	同 14. 9.19
同	同	同	1	勇払郡早来町字緑丘185番地10	同 14. 9.20
同	同	同	5	富良野市字下フラヌイ1694番地の723	同 14. 9.24
同	同	同	1	足寄郡足寄町上利別61番地の２	同

ヨーネ病	牛	患畜	1	札幌市北区篠路町拓北248番地 平成14. 9.26

北海道告示第1665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　保安林予定森林の所在場所　茅部郡鹿部町字大岩156の６（次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的　土砂の崩壊の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1666号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　保安林予定森林の所在場所　紋別郡湧別町字川西498（次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的　風害の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1667号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　公共測量（３級基準点測量）

2　作業期間　平成14年10月10日から31日まで

3　作業地域　新十津川町

北海道告示第1668号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定による通知があった。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　公共測量（道路敷地確定）

2　作業期間　平成14年６月14日から９月11日まで

3　作業地域　大成町

北海道告示第1669号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第１項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　路線名　秩父別町道二条路線

(2)　工事区間　雨竜郡秩父別町字中山109番地1181地先から雨竜郡秩父別町字秩父別112番地64地先で

(3)　工事の種類　改築

(4)　工事完了の日　平成14年10月22日

2(1)　路　線　名　　礼文町道浜中西上泊線
(2)　工事区間　　礼文郡礼文町大字船泊村字大沢676－１番地先から
礼文郡礼文町大字船泊村字西大沢国有林159林班ニ小班まで
(3)　工事の種類　　改築
(4)　工事完了の日　　平成14年10月30日

北海道告示第1670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　旭川層雲峡自転車道線
3　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡愛別町字豊里864番12地先から上川郡愛別町字豊里1011番地先まで	6.00ｍから6.00ｍまで	1,938.49ｍ	——

北海道告示第1671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　日東東雲線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡上川町字菊水185番３地先から上川郡上川町川端町108番１地先まで	前	10.50ｍから45.50ｍまで	409.02ｍ	一般国道39号における29.24ｍの間
	後	10.50ｍから45.50ｍまで	409.02ｍ	一般国道39号における29.24ｍの間
	後	16.00ｍから52.80ｍまで	408.93ｍ	一般国道39号における29.24ｍの間

北海道告示第1672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　舞鶴追分線	千歳市協和257番３地先から千歳市協和113番１地先まで	平成14.10.18

北海道告示第1673号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　しゅん功認可の年月日　　平成14年10月９日
(2)　しゅん功認可を受けた者
ア　氏名又は名称　　北海道
イ　住所　　札幌市中央区北３条西６丁目
ウ　代表者の氏名　　北海道知事　堀　　達也
(3)　埋立区域
ア　位置　　函館市新湊町102番２地先の公有水面
イ　区域　　次のイの地点からニの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
イの地点　　漁港原点（北緯41度45分25秒206、東経140度51分10秒950）から方向角179度47分25秒の方向50.25ｍの地点
ロの地点　　イの地点から方向角179度58分23秒の方向70.00ｍの地点
ハの地点　　ロの地点から方向角270度01分38秒の方向4.20ｍの地点

ニの地点	ハの地点から方向角359度58分23秒の方向70.00ｍの地点
ウ　面　　積	294.00㎡
(4)　免許年月日及び番号	昭和60年１月10日　海港第６号指令
(5)　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名	函館市
2(1)　しゅん功認可の年月日	平成14年10月９日
(2)　しゅん功認可を受けた者	
ア　氏名又は名称	北海道
イ　住　　所	札幌市中央区北３条西６丁目
ウ　代表者の氏名	北海道知事　堀　　達也
(3)　埋立区域	
ア　位　　置	函館市新湊町80番１、80番５、80番８、91番１、91番２、94番１、95番１、95番２、95番３、97番、98番１、99番及び102番２地先の公有水面
イ　区　　域	次の①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
①の地点	漁港原点（北緯41度45分25秒206、東経140度51分10秒950）から方向角186度54分37秒の方向38.78ｍの地点
②の地点	①の地点から方向角179度58分26秒の方向41.63ｍの地点
③の地点	②の地点から方向角270度51分32秒の方向99.79ｍの地点
④の地点	③の地点から方向角180度57分21秒の方向16.78ｍの地点
⑤の地点	④の地点から方向角270度47分45秒の方向100.06ｍの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角179度58分42秒の方向100.02ｍの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角271度22分39秒の方向26.00ｍの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角359度33分22秒の方向144.66ｍの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角353度44分49秒の方向73.89ｍの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角111度08分46秒の方向13.37ｍの地点
⑪の地点	⑩の地点から方向角174度54分56秒の方向16.00ｍの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角90度00分00秒の方向110.68ｍの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角49度38分08秒の方向13.12ｍの地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角90度00分00秒の方向15.00ｍの地点
ウ　面　　積	22,566.71㎡
(4)　免許年月日及び番号	平成６年４月６日　砂防第3011号指令
(5)　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名	函館市
3(1)　しゅん功認可の年月日	平成14年10月９日
(2)　しゅん功認可を受けた者	
ア　氏名又は名称	北海道
イ　住　　所	札幌市中央区北３条西６丁目
ウ　代表者の氏名	北海道知事　堀　　達也
(3)　埋立区域	
ア　位　　置	茅部郡南茅部町字尾札部242番７、242番15、271番、272番、280番、281番、284番、296番、297番１、298番１、309番、310番、322番、331番１、331番２、339番１及び2672番地先の公有水面
イ　区　　域	次の１の地点から10の地点までを順次に結んだ線、Ｎ１の地点とＮ２の地点とを結んだ線、Ｎ２の地点から方向角111度15分53秒の方向24.70ｍの地点を中心とする半径24.70ｍの円でＮ２の地点とＮ３の地点を結ぶ北西側の円弧、Ｎ３の地点からＮ５の地点までを順次に結んだ線、Ｎ５の地点から方向角115度19分33秒の方向45.20ｍの地点を中心とする半径45.20ｍの円でＮ５の地点とＮ６の地点を結ぶ南西側の円弧、Ｎ６の地点からN13の地点までを順次に結んだ線、N13の地点と21の地点とを結んだ線、21の地点から29の地点までを順次に結んだ線及び１の地点と29の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
１の地点	漁港原点（Ｘ＝－234,196.741、Ｙ＝64,431.196、北緯41度53分19秒、東経141度01分35秒）から方向角68度27分11秒の方向40.83ｍの地点
２の地点	１の地点から方向角352度29分29秒の方向2.20ｍの地点
３の地点	２の地点から方向角302度55分13秒の方向11.54ｍの地点
４の地点	３の地点から方向角277度02分54秒の方向9.00ｍの地点
５の地点	４の地点から方向角251度10分22秒の方向40.70ｍの地点

6の地点	5の地点から方向角275度23分11の方向136.40ｍの地点
7の地点	6の地点から方向角224度10分43秒の方向6.26ｍの地点
8の地点	7の地点から方向角172度58分18秒の方向19.28ｍの地点
9の地点	8の地点から方向角283度55分03秒の方向13.92ｍの地点
10の地点	9の地点から方向角352度58分16秒の方向31.02ｍの地点
N１の地点	10の地点から方向角25度23分16秒の方向111.80ｍの地点
N２の地点	N１の地点から方向角115度08分41秒の方向0.65ｍの地点
N３の地点	N２の地点から方向角66度28分39秒の方向35.06ｍの地点
N４の地点	N３の地点から方向角111度41分42秒の方向0.20ｍの地点
N５の地点	N４の地点から方向角205度19分35秒の方向46.82ｍの地点
N６の地点	N５の地点から方向角150度16分17秒の方向74.10ｍの地点
N７の地点	N６の地点から方向角95度13分00秒の方向58.28ｍの地点
N８の地点	N７の地点から方向角５度23分21秒の方向15.10ｍの地点
N９の地点	N８の地点から方向角26度08分58秒の方向76.34ｍの地点
N10の地点	N９の地点から方向角296度12分28秒の方向0.43ｍの地点
N11の地点	N10の地点から方向角26度10分05秒の方向16.91ｍの地点
N12の地点	N11の地点から方向角115度23分12秒の方向50.04ｍの地点
N13の地点	N12の地点から方向角100度22分02秒の方向29.63ｍの地点
21の地点	N13の地点から方向角190度10分10秒の方向8.03ｍの地点
22の地点	21の地点から方向角281度13分24秒の方向11.81ｍの地点
23の地点	22の地点から方向角197度42分52秒の方向26.58ｍの地点
24の地点	23の地点から方向角213度55分01秒の方向32.02ｍの地点
25の地点	24の地点から方向角295度23分11秒の方向32.00ｍの地点
26の地点	25の地点から方向角205度23分09秒の方向25.64ｍの地点
27の地点	26の地点から方向角122度55分25秒の方向27.85ｍの地点
28の地点	27の地点から方向角213度54分26秒の方向2.49ｍの地点
29の地点	28の地点から方向角120度36分00秒の方向11.83ｍの地点
ウ　面　積	14,836.43㎡
(4)　免許年月日及び番号	平成７年７月12日　砂防第3241号指令
(5)　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名	南茅部町
4(1)　しゅん功認可の年月日	平成14年10月９日
(2)　しゅん功認可を受けた者	
ア　氏名又は名称	北海道
イ　住　所	札幌市中央区北３条西６丁目
ウ　代表者の氏名	北海道知事　堀　　達也
(3)　埋立区域	
ア　位　置	上磯郡上磯町字茂辺地716番３及び731番４地先の公有水面
イ　区　域	次の①の地点から㉝の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉝の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
①の地点	３級基準点№.１（北緯44度45分21秒5209、東経140度36分30秒5188）から方向角174度52分05秒の方向206.04ｍの地点
②の地点	①の地点から方向角191度06分26秒の方向57.16ｍの地点
③の地点	②の地点から方向角101度07分13秒の方向118.16ｍの地点
④の地点	③の地点から方向角191度07分17秒の方向100.00ｍの地点
⑤の地点	④の地点から方向角281度06分57秒の方向16.80ｍの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角191度06分57秒の方向32.74ｍの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角95度42分38秒の方向0.85ｍの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角92度48分51秒の方向4.86ｍの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角91度52分14秒の方向4.84ｍの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角90度30分09秒の方向6.49ｍの地点

⑪の地点	⑩の地点から方向角180度07分03秒の方向7.80ｍの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角269度14分03秒の方向1.64ｍの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角270度55分01秒の方向5.00ｍの地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角271度52分09秒の方向4.99ｍの地点
⑮の地点	⑭の地点から方向角272度49分16秒の方向4.99ｍの地点
⑯の地点	⑮の地点から方向角183度26分01秒の方向0.10ｍの地点
⑰の地点	⑯の地点から方向角273度46分22秒の方向5.00ｍの地点
⑱の地点	⑰の地点から方向角274度44分17秒の方向5.00ｍの地点
⑲の地点	⑱の地点から方向角275度40分51秒の方向5.00ｍの地点
⑳の地点	⑲の地点から方向角276度38分20秒の方向5.00ｍの地点
㉑の地点	⑳の地点から方向角277度35分49秒の方向5.00ｍの地点
㉒の地点	㉑の地点から方向角278度32分42秒の方向5.00ｍの地点
㉓の地点	㉒の地点から方向角279度30分27秒の方向5.00ｍの地点
㉔の地点	㉓の地点から方向角280度27分46秒の方向5.00ｍの地点
㉕の地点	㉔の地点から方向角281度24分32秒の方向5.00ｍの地点
㉖の地点	㉕の地点から方向角282度22分47秒の方向5.00ｍの地点
㉗の地点	㉖の地点から方向角283度18分39秒の方向4.99ｍの地点
㉘の地点	㉗の地点から方向角284度17分21秒の方向5.00ｍの地点
㉙の地点	㉘の地点から方向角284度45分28秒の方向103.90ｍの地点
㉚の地点	㉙の地点から方向角18度24分32秒の方向17.44ｍの地点
㉛の地点	㉚の地点から方向角104度45分33秒の方向74.33ｍの地点
㉜の地点	㉛の地点から方向角14度59分18秒の方向68.40ｍの地点
㉝の地点	㉜の地点から方向角326度27分09秒の方向44.70ｍの地点
ウ　面　　積	16,272.84㎡
(4)　免許年月日及び番号	平成12年４月21日　砂防第47－４号指令
(5)　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名	上磯町
5(1)　しゅん功認可の年月日	平成14年10月10日
(2)　しゅん功認可を受けた者	
ア　氏名又は名称	北海道
イ　住　　所	札幌市中央区北３条西６丁目
ウ　代表者の氏名	北海道知事　堀　　達也
(3)　埋立区域	
ア　位　　置	積丹郡積丹町大字幌武意町14番１、14番２、14番４、15番２、15番３、15番４、15番６、15番７、267番、296番２、354番、356番及び358番地先の公有水面
イ　区　　域	
A部	次の界１の地点から界４の地点までを順次に結んだ線及び界１の地点と界４の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
界１の地点	３級基準点H13－95の地点（北緯43度21分21秒6377、東経140度30分55秒9609（X＝－71,501.793、Y＝21,522.594））から方向角295度56分54秒の方向255.49ｍの地点
界２の地点	界１の地点から方向角53度38分21秒の方向7.20ｍの地点
界３の地点	界２の地点から方向角143度45分11秒の方向80.38ｍの地点
界４の地点	界３の地点から方向角236度49分55秒の方向7.00ｍの地点
B部	次の界５の地点から界18の地点までを順次に結んだ線及び界５の地点と界18の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
界５の地点	３級基準点H13－95の地点（北緯43度21分21秒6377、東経140度30分55秒9609（X＝－71,501.793、Y＝21,522.594））から方向角276度21分52秒の方向211.93ｍの地点
界６の地点	界５の地点から方向角56度07分45秒の方向72.09ｍの地点
界７の地点	界６の地点から方向角146度03分46秒の方向46.28ｍの地点
界８の地点	界７の地点から方向角216度52分48秒の方向11.21ｍの地点
界９の地点	界８の地点から方向角126度51分24秒の方向112.21ｍの地点
界10の地点	界９の地点から方向角218度24分33秒の方向43.55ｍの地点
界11の地点	界10の地点から方向角306度35分27秒の方向45.59ｍの地点

界12の地点	界11の地点から方向角276度31分11秒の方向3.52ｍの地点
界13の地点	界12の地点から方向角196度30分16秒の方向2.81ｍの地点
界14の地点	界13の地点から方向角291度56分04秒の方向21.60ｍの地点
界15の地点	界14の地点から方向角301度23分33秒の方向11.00ｍの地点
界16の地点	界15の地点から方向角315度26分49秒の方向10.87ｍの地点
界17の地点	界16の地点から方向角304度17分13秒の方向2.92ｍの地点
界18の地点	界17の地点から方向角26度54分10秒の方向2.27ｍの地点
ウ　面　　積	Ａ　部　569.05㎡ Ｂ　部　9,099.54㎡ 計　9,668.59㎡
(4)　免許年月日及び番号	昭和63年７月19日　砂防第216号指令
(5)　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名	積丹町

北海道告示第1674号

厚真町厚真中央土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任した旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第１項の規定による届出があった。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

区　分	就任年月日	氏　　名	住　　所
就　任	平成14.10.2	市原泰雄	勇払郡厚真町表町４番地
同	同	本瀬吉英	同　厚真町表町109番地
同	同	池川義厚	同　厚真町表町７番地
同	同	蔵重豊一	同　厚真町表町13番地
同	同	木村一夫	同　厚真町京町72番地
同	同	東　良市	同　厚真町表町20番地
同	同	斉藤彰治	同　厚真町京町48番地
同	同	藤井隆之	同　厚真町表町135番地６
同	同	小納谷誠司	同　厚真町表町58番地
同	同	毛利通孝	同　厚真町京町46番地

北海道告示第1675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

１　施行者の名称	赤平市
２　都市計画事業の種類及び名称	赤平都市計画下水道事業赤平公共下水道
３　事業の施行期間	昭和56年11月24日から平成19年３月31日まで
４　事　業　地	
ア　収用の部分	変更なし
イ　使用の部分	昭和56年北海道告示第2447号、昭和61年北海道告示第540号、平成２年北海道告示第347号、平成５年北海道告示第1399号、平成８年北海道告示第1864号及び平成10年北海道告示第1400号の事業地に赤平市字豊里を加える。

北海道告示第1676号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成14年10月21日から施行する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

１　指定金融機関の項株式会社北洋銀行の事項中「網走中央支店」を「網走支店」に改める。

公　　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

北海道産業貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市中央区	北海道紙器段ボール箱工業組合	商工鉱業功労
旭川市	旭川市管工事業協同組合	同

釧路市	釧根電気工事業協同組合	商工鉱業功労
札幌市中央区	社団法人日本中国料理協会北海道地区本部	同
札幌市北区	川島慎二	同
札幌市豊平区	荒木慎	同
小樽市	石田秀雄	同
北見市	海田達彦	同
今金町	瀧澤忠一	同
釧路市	両角靖二	同
伊達市	菊谷達夫	同
赤平市	竹島緋出雄	同
小樽市	竹内恒之	同
比布町	荒尾孝司	同
士幌町	杉原憲司	同
寿都町	清水稔	同
札幌市厚別区	國岡直哉	同
苫小牧市	千葉恒雄	同
札幌市中央区	吉中新太郎	同
同	石田正巳	同
同西区	後藤文雄	同
千歳市	山田睦雄	同
札幌市西区	本間睦郎	同
同手稲区	松井稔	同
恵庭市	北村智男	同
札幌市東区	美水定	同
同中央区	中山菊雄	同
函館市	大角正治	同
同	山本郁夫	同
大成町	朝倉満	同
岩内町	板川孝悦	同
小樽市	荒野尚之	同
旭川市	北口正一	同
室蘭市	野村政弘	同
苫小牧市	森敏	同
帯広市	土谷紀明	同
札幌市中央区	松園直巳	同
同	高田泰久	同
同西区	嶋村健二	同
東京都目黒区	本多通宏	同
遠軽町	中澤昌	同
上磯町	福地脩悦	同
旭川市	渡部武一	同
小樽市	日野沢秀男	鉱業(坑内)関係優良従業員
士別市	士別観光協会	観光事業関係功労
洞爺村	志賀辰雄	同
稚内市	紀ノ国保治	同
札幌市豊平区	島口政彦	同
奥尻町	石田鐵二	同
函館市	齋藤壽一	同
岩内町	伊野晃	同
札幌市北区	村田有郷	同
中標津町	松實武夫	同
羽幌町	熊谷小敏	同
札幌市中央区	滝本直之	認定職業訓練功労
同西区	國重和男	同
恵庭市	斎藤一四	同
札幌市南区	岩本任功	同
江別市	竹林一男	同
函館市	石岡保代	同
岩見沢市	藤沼雅彦	同
滝川市	宇山昌宏	同
同	上野薫	同
旭川市	奥原一博	同
北見市	茂木進	同
釧路市	田中安雄	同
同	杉原寛	同
江別市	大藤保	卓越した技能者
同	佃克俊	同
札幌市白石区	堀江孝照	同

札幌市手稲区	松本茂實	卓越した技能者
同	米川忠義	同
八雲町	日比野久	同
函館市	井上薫	同
同	野澤良平	同
同	後藤幸雄	同
滝川市	長岡孝明	同
旭川市	澤田榮作	同
北見市	能佐廣	同
登別市	志賀俊彦	同
同	渡邊悟	同
室蘭市	岡崎一	同
苫小牧市	瀧澤隆	同
同	長岡茂	同
登別市	守谷弘	同
帯広市	南舘富五郎	同
同	松田昳唯	同
釧路市	田中俊夫	同
同	春日昌義	同
同	生田定憲	同
根室市	新夕留義	同
古平町	吉野浩次	優良水産業協同組合等功労
大成町	中野忠幸	同
上ノ国町	市山弘好	同
南茅部町	濱田常春	同
浦河町	武中保雅	同
苫小牧市	和嶋喜治雄	同
白老町	米田一雄	同
豊頃町	中村禧夫	同
羅臼町	（故）鹿又重雄	同
湧別町	内野芳治	同
紋別市	秋元勝吉	同
小平町	葛西久雄	同
紋別市	片岡靖	同
猿払村	木村幸栄	同
七飯町	和高弘武	海区漁業調整委員等功労
厚田村	相原一男	水産業功労
森町	菊池正一	同
留萌市	安達芳徳	同
利尻富士町	上田博志	同

平成14年第３回北海道議会定例会で議決を経た平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　達也

平成14年度北海道一般会計補正予算（第２号）

平成14年度北海道一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,127,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,936,320,161千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

第１表

歳入歳出予算補正

歳入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		782,238,100	2,514,273	784,752,373
	1 地方交付税	782,238,100	2,514,273	784,752,373
7 分担金及び負担金		52,554,695	50,913	52,605,608
	2 負担金	49,476,099	50,913	49,527,012
9 国庫支出金		539,784,133	2,310,858	542,094,991
	2 国庫補助金	328,141,619	2,304,129	330,445,748
	3 委託金	3,234,786	6,729	3,241,515

10 財産収入	7,587,615	5,632	7,593,247
1 財産運用収入	4,490,051	5,421	4,495,472
2 財産売払収入	3,097,564	211	3,097,775
12 繰入金	34,846,185	1,248,400	36,094,585
2 基金繰入金	31,248,841	1,248,400	32,497,241
13 繰越金	8,000,000	865,193	8,865,193
1 繰越金	8,000,000	865,193	8,865,193
14 諸収入	354,454,067	200,317	354,654,384
4 受託事業収入	7,422,791	183,881	7,606,672
6 雑入	10,571,390	16,436	10,587,826
15 道債	442,825,500	5,931,585	448,757,085
1 道債	442,825,500	5,931,585	448,757,085
歳入合計	2,923,192,990	13,127,171	2,936,320,161

歳出

（単位　千円）

款　項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	268,182,844	8,511	268,191,355
8 札幌医科大学費	2,770,142	8,511	2,778,653
3 総合企画費	28,168,913	49,135	28,218,048
1 総合企画管理費	9,211,439	30,000	9,241,439
2 政策費	885,486	9,100	894,586
5 交通企画費	7,781,229	10,035	7,791,264
4 環境生活費	11,260,550	22,500	11,283,050
3 環境保全費	672,602	2,500	675,102
7 生活振興費	1,490,191	20,000	1,510,191
5 保健福祉費	256,437,365	131,759	256,569,124
3 地域医療費	7,921,085	67,122	7,988,207
5 地域保健費	2,062,855	42,017	2,104,872
6 食品衛生費	2,052,334	12,545	2,064,879
8 地域福祉費	34,214,967	10,075	34,225,042
6 経済費	255,614,461	997,236	256,611,697
1 経済管理費	7,816,868	38,840	7,855,708
2 資源エネルギー費	2,648,577	990	2,649,567
3 産業振興費	11,987,444	△ 730	11,986,714
5 貿易経済交流費	86,821	12,031	98,852
6 雇用対策費	5,763,469	328,613	6,092,082
9 観光費	663,982	12,600	676,582
10 企業立地推進費	19,398,476	604,892	20,003,368
7 農政費	274,684,502	420,424	275,104,926
5 農業改良普及費	1,881,299	10,180	1,891,479
6 構造改善費	13,842,445	10,000	13,852,445
9 流通対策費	1,508,729	26,742	1,535,471
10 農産園芸費	6,916,321	373,502	7,289,823
8 水産林務費	125,685,024	2,936,453	128,621,477
1 水産林務管理費	14,384,435	25,489	14,409,924
3 水産経営費	5,887,014	20,388	5,907,402
5 漁港漁村費	52,732,665	11,100	52,743,765
10 林業振興費	5,937,314	2,851,264	8,788,578
11 森林整備費	9,504,409	28,212	9,532,621
9 建設費	470,816,562	6,486,197	477,302,759
1 建設管理費	43,099,484	9,880	43,109,364
2 道路橋りょう費	206,025,074	4,949,808	210,974,882
3 河川費	81,471,912	450,000	81,921,912
5 砂防海岸費	26,591,718	839,459	27,431,177
8 都市環境費	35,946,904	134,862	36,081,766
9 公園下水道費	14,510,914	102,188	14,613,102
11 教育費	579,134,055	4,989	579,139,044
6 学校教育費	897,727	3,229	900,956
7 社会教育費	3,318,087	1,760	3,319,847
12 災害復旧費	7,045,150	915,023	7,960,173
2 水産林業施設災害復旧費	2,698,112	915,023	3,613,135
14 諸支出金	88,109,686	1,154,944	89,264,630
2 諸費	77,243,621	1,154,944	78,398,565
歳出合計	2,923,192,990	13,127,171	2,936,320,161

第2表

債務負担行為補正

（単位　千円）

事項	補正前 期間	補正前 限度額	補正後 期間	補正後 限度額
冬野菜流通対策確立促進事業に関する債務負担行為	—	—	平成14年度から平成15年度まで	52,800
平成14年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成14年度から平成15年度まで	314,261

第３表

地方債補正

（単位　千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正前 起債の方法	補正前 利率	補正前 償還の方法	補正後 限度額	補正後 起債の方法	補正後 利率	補正後 償還の方法
特定資金公共投資事業費	1,303,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め５年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,322,585	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め５年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	18,941,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	18,950,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域道路整備特別対策事業費	6,394,000		10%以内		10,963,000		10%以内	
臨時河川整備特別対策事業費	5,785,000		10%以内		6,235,000		10%以内	
砂防費	6,993,000		10%以内		7,025,000		10%以内	
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,790,000		10%以内		1,840,000		10%以内	
災害関連事業費	191,000		10%以内		221,000		10%以内	
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,730,000		10%以内		2,330,000		10%以内	
街路事業費	11,355,000		10%以内		11,409,000		10%以内	
漁港災害復旧費	29,000		10%以内		106,000		10%以内	
林道災害復旧費	14,000		10%以内		23,000		10%以内	
治山災害復旧費	569,000		10%以内		601,000		10%以内	
合計	442,825,500				448,757,085			

平成14年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第１号）

平成14年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ528,500千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表

歳入歳出予算補正

歳入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		136,003	69,500	205,503
	1 財産運用収入	3	1,500	1,503
	2 財産売払収入	136,000	68,000	204,000
歳入合計		459,000	69,500	528,500

歳出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		459,000	69,500	528,500
	1 公債費	459,000	69,500	528,500
歳出合計		459,000	69,500	528,500

公　　告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の６の４第３項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　氏名又は名称　有限会社オート釧路商事
2　代表者の氏名　北嶋　　純
3　主たる事務所又は事業所の所在地　釧路市新橋大通７丁目１番11号
4　指定の取消年月日　平成14年10月１日

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年10月18日

北海道知事　堀　　達　也

1　業務概要

(1)　業務名　北海道水産物流通加工実態調査事業

(2)　業務内容　水産物の価格の形成等を明らかにするため、道産水産物の生産から加工、流通、消費に至る各段階の調査を行い、既存の統計資料と併せ、総合的に分析した資料を作成する。

(3)　履行期限　平成15年３月28日

2　参加資格及び特定基準

(1)　プロポーザルの提出者に要求される資格

ア　資本金が1,000万円以上の営利法人であること。

イ　道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。

ウ　国、地方公共団体等の水産関連の調査業務等を確実に履行した実績を有していること。

エ　共同体方式の場合は、アからウまでについて全構成員が条件を満たしていること。

オ　事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が原則として委託料のおおむね80パーセント以上を確保できること。

(2)　プロポーザルの特定基準

ア　事務所の実力
　実施体制等

イ　新規雇用の考え方
　新規雇用数、年齢構成及び新たな就業の可能性

ウ　データの収集能力
　データ収集方法や体制等

エ　調査・分析の充実度
　調査・分析の総合性、現実性等

3　手続等

(1)　担当部局
　〒060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
　北海道水産林務部水産経営課
　電話番号 011－231－4111（内線 28－215）
　ファクシミリ 011－232－8904

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法
　平成14年10月18日（金）から24日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前９時から午後５時まで）

(3)　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成14年10月25日（金）午後５時
提出場所は、⑴に同じ。
持参、郵送（書留郵便に限る）による。
⑷　プロポーザルの受領期限並びに提出場所及び方法
平成14年11月８日（金）午後５時
提出場所は、⑴に同じ。
持参すること。
４　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
⑵　契約書作成の要否
要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口
３⑴に同じ。
⑷　詳細は、プロポーザル説明書によること。

支　庁　告　示

北海道檜山支庁告示第１号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年10月18日

北海道檜山支庁長　伊　藤　　満

１	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	檜山郡江差町字柳崎300番１のうち、ほか９筆
２	開発許可を受けた者の住所及び氏名	檜山郡江差町字柳崎276番地 藤田　条蔵
３	開発許可年月日及び番号	平成14年６月27日　檜建指第14－１号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第29号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年10月18日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

１　随意契約に係る物品等の名称及び数量
重油ＪＩＳ１種１号　　調達予定数量　3,234,000ℓ
２　随意契約の相手方を決定した日
平成14年９月19日
３　随意契約の相手方の氏名及び住所
⑴　氏　名　　北日本石油株式会社
⑵　住　所　　東京都中央区日本橋浜町２丁目14番５号
４　随意契約に係る契約金額
重油ＪＩＳ１種１号　　１ℓ当たりの単価　28.09円
５　契約の相手方を決定した手続
随意契約
６　随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第６号の規定による。
７　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　称　　札幌医科大学事務局管財課
⑵　所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

札幌医科大学告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年10月18日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

１　落札に係る物品等の名称及び数量
⑴　生化学自動分析システム　　一式
⑵　人工心肺システム　　一式
⑶　コンピューテッドラジオグラフィーシステム　　一式
２　落札を決定した日
平成14年8月30日
３　落札者の氏名及び住所
⑴　生化学自動分析システム
ア　氏　名　　株式会社ムトウ
イ　住　所　　札幌市北区北11条西４丁目１
⑵　人工心肺システム
ア　氏　名　　株式会社エスエムシー
イ　住　所　　札幌市白石区東札幌２条西５丁目５－１
⑶　コンピューテッドラジオグラフィーシステム

ア　氏　名　　千代田メディカル株式会社
イ　住　所　　東京都中央区八重洲１丁目５－３

4　落札金額
(1)　生化学自動分析システム　62,370,000円
(2)　人工心肺システム　65,625,000円
(3)　コンピューテッドラジオグラフィーシステム　105,000円

5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6　一般競争入札の公告
平成14年札幌医科大学告示第19号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　札幌医科大学事務局病院課会計係
(2)　所在地　　札幌市中央区南１条西16丁目

道立衛生学院告示

北海道立衛生学院告示第７号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年10月18日

北海道立衛生学院長　毛　利　義　臣

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
バイオハザード対策用キャビネット　一式
(2)　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(3)　納　入　期　日　平成14年12月13日
(4)　納　入　場　所　北海道立衛生学院微生物学実習室

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者のうち、医療機器（中分類20）又は理化学機器・計測機器及び資材（中分類31）のいずれかの資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
(3)　札幌市内及び隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3　契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区南２条西15丁目
北海道立衛生学院総務課

4　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　北海道札幌市中央区南２条15丁目
北海道立衛生学院　大会議室
(2)　入　札　日　時　平成14年10月31日　午後１時
(3)　開　札　場　所　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金
(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　北海道札幌市中央区南２条西15丁目
北海道立衛生学院総務課
電話番号 011－611－0291　内線 222・223
(2)　交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法
財務規則第151条１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否
要

10　入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
(1)　提　出　期　限　平成14年10年28日（月）
(2)　提　出　場　所　郵便番号 060－0062　北海道札幌市中央区南２条西15丁目
北海道立衛生学院総務課

11　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　入札説明会の日時及び場所

ア　日　　時　　平成14年10月23日　午前９時30分

イ　場　　所　　北海道立衛生学院　大会議室

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立衛生学院総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－0062　北海道札幌市中央区南２条西15丁目
電話番号 011－611－0291　内線 222・223

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月18日

北海道立中央水産試験場長　小　池　幹　雄

１　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の名称及び数量
試験調査船おやしお丸上架修理工事　　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　履　行　期　日　　平成15年１月30日

(4)　履　行　場　所　　造船所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成14年北海道告示第1034号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3)　対象調査船おやしお丸の定けい港から航海速力11ノットでおおむね24時間以内に航行できる範囲にある次に掲げる港に造船所を有し、かつ、総トン数200トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

ア　オホーツク海及び日本海地域においては、北海道紋別市から北海道松前町まで及び青森県小泊村から青森県深浦町まで（離島を含む。）の範囲にある港

イ　太平洋から津軽海峡地域においては、北海道室蘭市から北海道福島町まで及び青森県三沢市から三廏村までの範囲にある港

(4)　造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年10月18日から11月６日まで

イ　申請の方法　　申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地
北海道立中央水産試験場総務部
電話番号 0135－23－7451

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道余市郡余市町浜中町238番地
北海道立中央水産試験場総務部

５　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道余市郡余市町浜中町238番地　北海道立中央水産試験場会議室（郵送による場合は、郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地　北海道立中央水産試験場総務部）

(2)　入　札　日　時　　平成14年12月５日　午後２時（郵送による場合は、必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

６　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定め

るところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地
北海道立中央水産試験場総務部
電話番号 0135－23－7451

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　入札説明会の日時及び場所

ア　日時　平成14年12月５日　午前10時

イ　場所　北海道小樽市港町３番
小樽港第３号埠頭17番バース　試験調査船おやしお丸

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道立中央水産試験場総務部

イ　所在地　郵便番号 046－8555　北海道余市郡余市町浜中町238番地
電話番号 0135－23－7451

(5)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vessel OYASIO-MARU Repair Service 1 Set

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., December 5,2002

C. Contact : Division of General Administration, Hokkaido central Fisheries Experimental Station, 238-Banchi, Hamanakachou, Yoichi, Hokkaido 046-8555 Japan
Phone : 0135-23-7451

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月18日

北海道立釧路水産試験場長　山　崎　　宏

1　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の名称及び数量
試験調査船北辰丸上架修理工事　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　入札説明書による。

(3)　履行期日　平成15年２月７日

(4)　履行場所　造船所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成14年北海道告示第1034号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3)　道内に造船所を有し、かつ、総トン数250トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4)　造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成14年10月18日から11月６日まで
イ　申請の方法　申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　郵便番号 085－0024　北海道釧路市浜町２番６号
北海道立釧路水産試験場企画総務部
電話番号 0154－23－6221
(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道釧路市浜町２番６号
北海道立釧路水産試験場企画総務部
電話番号 0154－23－6221

5　入札執行の場所及び日時
(1)　入札場所　北海道釧路市浜町２番６号　北海道立釧路水産試験場会議室（郵送による場合は、郵便番号 085－0024　北海道釧路市浜町２番６号　北海道立釧路水産試験場企画総務部）
(2)　入札日時　平成14年12月４日　午前10時（郵送による場合は、必着）
(3)　開札場所　(1)に同じ。
(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金
(1)　入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交付場所　郵便番号 085－0024　北海道釧路市浜町２番６号
北海道立釧路水産試験場企画総務部
電話番号 0154－23－6221
(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否
要

10　その他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名称　北海道立釧路水産試験場企画総務部
イ　所在地　郵便番号 085－0024　北海道釧路市浜町２番６号
電話番号 0154－23－6221
(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary
A. Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vessel HOKUSHIN-MARU Repair Service 1 Set
B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 4, 2002
C. Contact : Division of General Administration, Hokkaido Kushiro Fisheries Experimental Station, 6-Gou, 2-Ban, Hamachou, Kushiro,Hokkaido 085-0024 Japan
Phone : 0154-23-6221

道立試験研究機関告示

北海道立稚内水産試験場告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月18日

北海道立稚内水産試験場長　岡　田　鳳　二

1　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の名称及び数量

試験調査船北洋丸上架修理工事　　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　履　行　期　日　　平成15年２月６日

(4)　履　行　場　所　　造船所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成14年北海道告示第1034号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3)　総トン数250トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4)　造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年10月18日から11月６日まで

イ　申請の方法　　申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 097－0001　北海道稚内市末広４丁目５番15号
北海道立稚内水産試験場企画総務部
電話番号 0162－32－7177

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道稚内市末広４丁目５番15号
北海道立稚内水産試験場企画総務部
電話番号 0162－32－7177

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道稚内市末広４丁目５番15号　北海道立稚内水産試験場会議室（郵送による場合は、郵便番号 097－0001　北海道稚内市末広４丁目５番15号　北海道立稚内水産試験場企画総務部）

(2)　入　札　日　時　　平成14年12月６日　午前10時（郵送による場合は、必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　郵便番号 097－0001　北海道稚内市末広４丁目５番15号
北海道立稚内水産試験場企画総務部
電話番号 0162－32－7177

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立稚内水産試験場企画総務部

イ　所　在　地　郵便番号 097－0001　北海道稚内市末広４丁目５番15号
電話番号 0162－32－7177

(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vessel HOKUYO-MARU Repair Service 1 Set

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 6, 2002

C. Contact : Division of General Administration, Hokkaido Wakkanai Fisheries Experimental Station, 4-Chome, 5-Ban, 15-Gou, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido 097-0001 Japan
Phone : 0162-32-7177

道札幌土木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年10月18日

北海道札幌土木現業所長　佐　藤　　功

1　入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所　在　地　番	面積(m²)	入札執行日時
札土－１	札幌市南区石山２条６丁目394番１	1,107.47	平成14年11月15日 午前10時
札土－２	札幌市南区石山２条６丁目394番６ 札幌市南区石山２条６丁目394番８	914.00	平成14年11月15日 午前11時

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者とする。

(1)　入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

3　入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
札幌市中央区南11条西16丁目２番１号
北海道札幌土木現業所　管理部用地課
電話 011－561－0201　内線 227

4　入札執行の場所
札幌市中央区南11条西16丁目２番１号
北海道札幌土木現業所　第１会議室

5　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の５に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6　郵便又は電報による入札
認めないものとする。

7　契約保証金
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を道に納付すること。
なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は北海道札幌土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9　入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提出期限　　平成14年11月11日（月）

(2)　提出場所　　札幌市中央区南11条西16丁目２番１号
北海道札幌土木現業所　管理部用地課

10　入札執行の公開
この入札は、公開とする。

11　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。

(2)　落札者がない場合は、最高入札者と随意契約を行うことがある。

道立北方建築総合研究所告示

北海道立北方建築総合研究所告示第３号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年10月18日

北海道立北方建築総合研究所長　辻　　博　司

1　落札に係る物品等の名称及び数量

(1)　人間工学情報解析システム　　一式

(2)　大型振動実験用データ処理・解析装置　一式

2　落札を決定した日

平成14年10月４日

3　落札者の氏名及び住所

(1)　氏　名　　株式会社テクノメディカル

　　住　所　　札幌市中央区北３条西16丁目１番地

(2)　氏　名　　早坂理工株式会社

　　住　所　　札幌市東区北６条東４丁目

4　落札金額

(1)　64,100,000円

(2)　37,500,000円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成14年北海道立北方建築総合研究所告示第１号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　　北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

(2)　所在地　　北海道旭川市緑が丘東１条３丁目１番20号

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年10月18日

北海道教育庁釧路教育局長　木　村　征　範

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

　　パーソナルコンピュータ　　一式　　42台×１校（普通科）

　　パーソナルコンピュータ　　一式　　７台×１校（養護学校）

(2)　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　契　約　期　間　　平成15年１月６日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4)　納　入　期　日　　平成15年１月６日（月）

(5)　納　入　場　所　　北海道釧路北高等学校

　　北海道白糠養護学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

　　ア　申請の時期　　平成14年10月18日から11月５日まで

　　イ　申請の方法　　申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

　　ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号

　　北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見２丁目１番１号

北海道教育庁釧路教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　北海道釧路市浦見２丁目１番１号　北海道教育庁釧路教育局会議室（北海道釧路支庁別館）（郵送による場合は、郵便番号 085－0835　北海道教育庁釧路教育局企画総務課）
(2) 入札日時　平成14年11月26日（火）午前10時
（郵送による場合は、平成14年11月25日までに必着のこと。）
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。

6 入札保証金
入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 その他
(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100の分５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額（２校分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称　北海道教育庁釧路教育局企画総務課
イ 所在地　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
電話番号 0154－41－1131　内線 3117
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。
(5) 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会公表

次のとおり公印を廃止したので、北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）第20号の規定に基づき、北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第８条第２項の規定の例により公印台帳の登録を抹消した。

平成14年10月18日

北海道選挙管理委員会委員長　髙橋康之

登録を抹消した公印

公印の名称	備付機関名	用途	寸法	廃止した年月日
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第十三区選挙長之印	北海道選挙管理委員会事務局釧路支所	一般文書用	縦25ミリメートル横25ミリメートル	平成14.10.18

公安委員会告示

北海道公安委員会告示第97号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の検定をいう。）を行ったので、同規則第９条第１項の規定により公示する。

平成14年10月18日

北海道公安委員会委員長　佐野文男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番２号 サミー株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　里見　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地８
	型式	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号

	型式の概要	型式名	ベティ・ブープS
		製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	24045900
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第24045900号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
2	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
	代表者の氏名		代表取締役　井置　定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲぴよぴよパークＧＳ
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	20057400
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20057400号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区台東三丁目６番13号 テクノコーシン株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　河田　節子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ラクエン－30
		製造業者名	テクノコーシン株式会社
		型式試験番号	24043100
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第24043100号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
	代表者の氏名		代表取締役　井置　定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲぴよぴよパークＶ
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	20059100
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20059100号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
5	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
	代表者の氏名		代表取締役　井置　定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲぴよぴよパークＧ
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	20059200
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20059200号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
6	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
	代表者の氏名		代表取締役　井置　定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲクレイジーモンスターズＧＸ
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	20061300
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20061300号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間

7	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府堺市旭ケ丘北町１丁４番５号 株式会社ネット
	代表者の氏名		代表取締役　国本　幸司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府八尾市沼２丁目４番１号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	アルファＺ
		製造業者名	株式会社ネット
		型式試験番号	24004300
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第24004300号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
8	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番９号 株式会社エース電研
	代表者の氏名		代表取締役　武本　孝俊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		東京都荒川区東日暮里二丁目48番６号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲ上へまいりまーすＦＸ
		製造業者名	株式会社エース電研
		型式試験番号	20059400
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20059400号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
9	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番９号 株式会社エース電研
	代表者の氏名		代表取締役　武本　孝俊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		東京都荒川区東日暮里二丁目48番６号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲ上へまいりまーすＤＸ
		製造業者名	株式会社エース電研
		型式試験番号	20056000
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20056000号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
10	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役　新井　悠司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲお江戸でごじゃるＬＢ
		製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	20060600
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20060600号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
11	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番７号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役　石原　昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町３丁目４番12号 神奈川県横浜市中区新山下３丁目３番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ジュピタークイーン
		製造業者名	株式会社オリンピア
		型式試験番号	24050200
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第24050200号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　永野　裕豊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

12	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲロッキンセブン600
		製造業者名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	20058900
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20058900号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間
13	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　永野　裕豊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲロッキンセブン700
		製造業者名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	20058800
	検定年月日		平成14年10月18日
	検定番号		第20058800号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年10月18日）から３年間

道警察本部公告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年10月18日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　業務概要

(1)　業務名　　警察官募集パンフレット等制作業務

(2)　業務内容　　北海道警察官募集に係る、パンフレットの企画、取材、編集及び版下作成までの業務（印刷製本業務を除く。）並びにウェブサイトの作成業務を委託する。

(3)　履行期限　　平成15年１月30日

2　参加資格及び選定基準

(1)　企画提案書の提出者に要求する資格

ア　平成12年度から平成14年度までの間に、官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約及び実施実績がある法人又は団体であること。

イ　取材等の業務を円滑に行うため、札幌市内に営業拠点を有していること。

ウ　業務の確実な実施のため、責任者のほか担当者４人以上の体制があること。

(2)　選定基準

ア　業務処理体制

本業務を実施するための体制等

イ　企画提案の内容

パンフレット及びウェブサイトのページの構成、デザイン等

3　手続等

(1)　担当部課

郵便番号 060－8520　北海道札幌市中央区北２条西７丁目

北海道警察本部警務部警務課

電話番号 011－251－0110　内線 2653

ファクシミリ 011－272－3140

(2)　プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所

平成14年10月18日（金）から24日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前９時から午後５時まで）

交付場所は、(1)に同じ。

(3)　参加資格審査申請書の提出期限、提出先及び提出方法

平成14年10月25日（金）午後５時（必着）

提出先は、(1)に同じ。

提出方法は、持参又は郵送による。いずれの場合も提出方法を事前に電話で連絡すること。

(4)　プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法等

平成14年11月１日（金）午後５時

提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

必要に応じてヒアリングを行う。

4　その他

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　関連情報を入手するための照会窓口

３の(1)に同じ。

(3)　詳細は、プロポーザル説明書によること。

北海道公報　第1409号

○正　誤

平成14年９月27日　第1403号

北海道告示第1545号（特定鳥獣の捕獲禁止及び制限）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
198	左	33行目
誤	2003	
正	1003	

平成14年９月27日　第1403号

北海道告示第1551号（知事権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
202	左	４行目
誤	遠軽町	
正	遠別町	

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）
印編発　富士ブリント株式会社
刷集行　北海道総務部法制文書課